

Business News

第184号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、来年1月から始まる「マイナンバー制度」について、牛島総合法律事務所・影島広泰弁護士・薬師寺怜弁護士に寄稿いただきました。

企業に求められる「マイナンバー制度」の実務対応（1）

1. マイナンバー制度とは

2016年1月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の運用が始まります。マイナンバー制度とは、日本に住み票を有する全員に「個人番号」を付与し、社会保障・税・災害対策の3つの行政分野で利用するものです（法人には「法人番号」が付与されます）。

国の機関や地方自治体等が、共通の番号である個人番号・法人番号を使うことで、様々な情報を名寄せして管理したり、行政機関の間で情報を共有したりすることができるようになります。これにより、所得の正確な把握や社会保障の不正受給の防止、行政事務の効率化等が実現できるとされています。

2. 税・社会保険の帳票に個人番号・法人番号を記載することに

マイナンバー制度の下で、民間企業は、2016年1月以降、税および社会保険関係の帳票に、順次、個人番号・法人番号を記載することを求められます。そのため、従業員およびその扶養親族等、取引先（支払調書を提出する取引先のみ）、株主等から、個人番号・法人番号の提供を受ける必要があります。

対象者	個人番号の記載が必要となる帳票の代表例		帳票への記載開始時期
従業員 扶養親族等	税	源泉徴収票、扶養控除等（異動）申告書	2016年分の給与所得等から
	社会保険	雇用保険の書類	2016年1月1日から
		健康保険・厚生年金保険の書類	2017年1月1日から
取引先	税	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 不動産使用料等の支払調書	2016年分の支払いから
株主	税	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	2016年分の支払いから（既存株主に猶予あり）
（顧客）	税	（金融機関における各種法定調書等）	2016年分から（多くに猶予あり）

3. 個人番号・特定個人情報の取扱いに対する厳格な規制

個人番号をその内容に含む個人情報のことを「特定個人情報」といいます。例えば、従業員の氏名・電話番号・住所等の個人情報と、従業員の個人番号を合わせて管理すると、特定個人情報にあたります。

民間企業は、原則として、法令等の規定によって他人の個人番号を記載した書類を行政機関等に提出等する事務（これを「個人番号関係事務」と呼ぶ）を処理するために必要な範囲でのみ個人番号を利用できるとされています。また、特定個人情報を第三者に提供したり、収集・保管できるのも、個人番号を記載した書類を行政機関等に提出する場面等に限定されています。また、特定個人情報をデータベース化したものを「特定個人情報ファイル」といいますが、これも、個人番号を記載した書類を行政機関等に提出する事務を処理するために必要な範囲を超えて作成してはならないとされています。

さらに、特定個人情報ファイルを正当な理由なく第三者に提供した場合には、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその両方であるとされているうえ、従業員がその罪を犯すと会社にも200万円以下の罰金刑が科せられるなど、非常に厳しい罰則が定められているから注意が必要です。

4. 民間企業における「マイナンバー法対応」とは

以上のとおり、民間企業は、マイナンバー法の下で、（1）個人番号を収集し、（2）適切に保管し、（3）帳票に出力して行政機関等に提出することが求められます。次回以降、これらについて詳しく説明致します。

（牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰、薬師寺怜）